

PCB廃棄物の処理について

平成21年8月

熊本県環境生活部廃棄物対策課

PCB問題の経緯

● 昭和 4年	アメリカにて生産開始
● 昭和29年	国内生産開始
● 昭和43年	カネミ油症事件
● 昭和47年	通産省(当時)の行政指導により製造中止, 回収等の指示
● 昭和49年	化審法施行(製造・輸入・使用の原則禁止)
● 平成 4年	PCB廃棄物を特別管理廃棄物として指定
● 平成13年	PCB特措法制定
● 平成14年	POPs条約締結(平成16年5月発効)
● 平成15年	国の「PCB処理基本計画」策定
● 平成16年	北九州事業操業開始(第1期施設)
● 平成21年7月	北九州事業第2期施設操業開始

熊本県の対応

・平成18年3月	熊本県PCB廃棄物処理計画策定
・平成20年8月	県内PCB保管事業者説明会(県、JESCO主催)
・平成21年2月	県内少量PCB保管事業者説明会(JESCO主催)
・平成21年6月	熊本県内保管PCB廃棄物処理開始
・平成25年	~ 県内PCB廃棄物処理終了予定

PCB特別措置法の体系

事業者

国、都道府県

PCB製造業者

保管等（保管事業場変更）の届出（第8条・規則第6条関係）

- PCB廃棄物処理基本計画及び処理計画の策定（第6,7条関係）
- 保管等の状況の公表（第9条関係）

PCBを製造した者等の責務（第4条関係）

ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る措置（第13条関係）

総合的かつ計画的な施策の実施

基金への出えん等の協力

期間内の処分（第10条関係）

改善命令（第16条関係）

確 実 な 処 分

譲渡し及び譲受けの制限（第11条関係）

ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金

日本環境安全事業株式会社による処理事業（日本環境事業株式会社第1条関係）

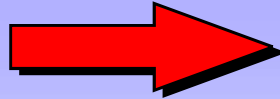
ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理の確保

県の責務

- P C B 廃棄物の状況の把握
- P C B 廃棄物の確実かつ適正な処理のための措置
- 熊本県 P C B 廃棄物処理計画の策定
- 保管状況の報告
- 立入検査の実施

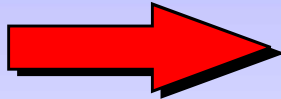
事業者の責務（PCB特措法関係）

保管等の届出
（第8条関係）



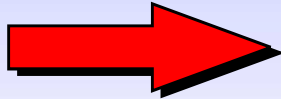
毎年度届出
（前年度分を6月30日まで）

変更の届出
（省令第6条関係）



変更後10日以内

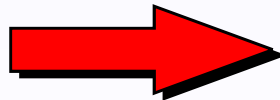
期間内の処分
（第10条関係）



平成28年7月まで

譲渡し及び譲受けの制限
（第11条関係）

承 継
（第12条関係）



承継後30日以内
承継届出

事業者の責務(廃棄物処理法関係)

特別管理産業廃棄物管理責任者の設置
(廃棄物処理法第12条の2第6項)



保管事業場毎に設置

特別管理産業廃棄物管理責任者
: 環境省令で定める資格を有する者

廃棄物処理法による、PCB廃棄物の保管基準

- 保管場所の周囲に囲いが設けられていること。
- 保管場所の見やすい箇所に次の事項を記載した掲示板が設けられていること。
 - 特別管理産業廃棄物の保管場所である旨
 - 保管する特別管理産業廃棄物の種類
 - 保管の場所の管理者の氏名又は名称及び連絡先

掲示板(例)

特別管理産業廃棄物保管場所	
廃棄物の種類	廃PCB等
管理者の氏名(又は名称)	産業(株) 管理部
管理者の連絡先	096 - 321 - 0011 内線 1234
注意事項等	関係者以外立入禁止
	移動、持出し禁止

廃棄物処理法による、P C B 廃棄物の保管基準

- P C B の飛散、流出、地下浸透、悪臭防止
- ねずみ、蚊、はえの発生防止
- P C B と他の物との混入防止
- 高温にさらさない

PCBを含有したトランス等の適正処理について

- PCB保管状況の届出を行っている保管事業者は、保管しているPCB廃棄物を適正に保管すること。
- トランス等の譲渡し、譲受けの場合は、銘板や製造業者からの証明書等によりPCBの含有の有無を確認すること。
- PCBが含まれていることが確認された場合は、原則譲渡し、譲受けはできないこと。
- PCB含有のトランス等が確認された場合は、直ちに管轄の保健所(熊本市にあっては、熊本市役所)に連絡し、指示を受けること。

熊本県PCB廃棄物処理計画の概要

■平成18年3月策定

■計画策定の趣旨と基本方針

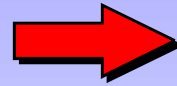
- 県内のPCB処理は、日本環境安全事業株式会社北九州事業場で処理をする。
- 本県に割り当てられた期間内に全て処理をする。
- 処理期間は、処理計画策定から平成27年3月までとする

■PCB廃棄物処理体制の確保

- 適正な保管の確保
- 適正な収集運搬の確保
- 中小企業者の早期処理の促進
- 使用機器等の使用中止指導
- 県民理解の方策

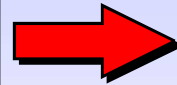
県内のPCB廃棄物処理

高濃度の10kg以上のトランス
及びコンデンサー
高濃度の廃PCB油



平成21年度から処理開始

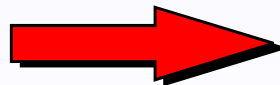
10kg未満のトランス及びコン
デンサー、安定器、感圧複写紙、
ウエス等



第2期処理施設で処理

処理スケジュールに
ついて未定

低濃度PCB汚染物



現在、国で処分方法等を検討中

PCB廃棄物処理スケジュール

